

事務連絡
令和3年1月14日

各位

九州運輸局海上安全環境部長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を受けた、感染拡大の防止、事業の継続等について（依頼）

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症により非常に厳しい経営環境のなかで、懸命な努力を積み重ねて事業を継続して頂いていることにつきまして、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年1月7日及び13日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県について、2月7日までを期間とする緊急事態宣言が発出され「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

改正された同方針では、国民の生命を守るためには、感染者数を押さえること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要であるとの考え方が示されています。

つきましては、御多忙中のこととは存じますが、貴団体におかれましては、再度、下記事項について了知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 感染者数抑制

- ・感染者数抑制については、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件(三つの密)を避けること。

2. 社会機能の維持

- ・社会機能の維持については、特定都道府県が、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者に対し、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業特性を踏まえ、業務の継続を要請された場合の協力及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条に基づく業務計画を作成している指定公共機関におかれましては、引き続き、同計画に従い、事業継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めること。

3. テレワーク等の推奨

- ① 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ② 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制することとされております。職員の方々のマスク着用、うがい・手洗い等の励行等、引き続き感染予防対策の徹底とガイドライン等を踏まえ感染予防対策の取組が適切に行うこと。

貴団体等におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力頂いているところですが、引き続き感染防止に万全を期すとともに、事業継続が可能な体制の整備等に適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年1月14日

九州船用工業会 会長 様

九州運輸局海事振興部長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた感染症対策の
徹底について(協力依頼)

貴工業会傘下事業者様におかれましては、昨年来、新型コロナウイルス感染症の
拡大防止に努めつつ、事業継続に努めていただき、感謝いたします。

さて、令和3年1月7日及び1月13日に開催された新型コロナウイルス感染症対策
本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が
発令され、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、
大阪府、兵庫県、福岡県の1都2府8県が、緊急事態措置を実施すべき区域に指定
されたこと事にご高承のことと存じます。

13日付けで決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、
「国民の生活を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を
維持することが重要」とされ「三つの密」を避けるための取組を講じつつ、事業を継続
することが求められております。

つきましては、傘下事業者様に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予
防に万全を期しつつ、事業を継続していただきますよう、改めて周知をお願いいたしま
す。